

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は「創造と挑戦を軸に事業を展開し、社会・お客さまの信用を得て、個性あふれるエクセレントカンパニー」をめざすことを掲げた経営理念のもと、コーポレートガバナンス・コードに示された各原則等を踏まえ、経営の効率性・企業の透明性を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努めます。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4-11.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、管理部門または現業部門に関する知識・能力を備えた者で構成され、適正規模であると考えていますが、現時点においては、ジェンダーや国際性の面を十分に考慮したといえるだけの構成にはなっていません。

今後、取締役会の実効性評価の結果や経営戦略を踏まえ、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる構成となるよう努めていきます。

なお、社外監査役には財務・会計・法務に関する十分な知識を有した者として、公認会計士と弁護士を選任しています。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4.政策保有株式】

政策保有株式については、取引関係の維持・強化を通じて当社グループの中長期的な企業価値の増大に資するため保有しており、その保有の必要性や保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っている銘柄については引き続き保有しますが、適切でない、または見合っていない銘柄については、取締役会において審議のうえ、売却を実施します。

議決権行使にあたっては、投資先企業において当該企業の発展と株主の利益を重視した経営が行なわれているか、議案ごとに賛否を判断することとしています。

【原則1-7.関連当事者間の取引】

当社が当社役員と取引を行う場合には、取締役会規程に基づき当該取引につき重要な事実を取締役会で審議し、承認しています。

また、会社や株主共同の利益を害することのないように、親会社等と取引を行う場合には、取締役会規程に基づき、取引の重要性の高いものについて、独立社外役員を中心とした親子取引審議委員会の答申を受けたうえで、取締役会で審議し、承認しています。

【原則2-6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、年金資産運用検討委員会の意見を踏まえ、社外の運用顧問と連携した安定的な年金資産運用を行っています。

年金資産運用検討委員会の委員には、会社を代表する者として適切な資質を持った人材、および加入者を代表する者を選出しています。

以上により、当社の年金資産運用において、企業年金の受益者と当社との間には利益相反となるような場面は生じないものと考えています。

【原則3-1.情報開示の充実】

(i) 経営理念、中期経営計画については、当社ホームページにおいて開示しています。

(<http://www.toenec.co.jp/>)

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針については、本報告書「1.1.基本的な考え方」において開示しています。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬については、株主総会で決議された総枠内において、指名・報酬委員会の協議を経て、経営陣幹部の協議によって決定しています。

(iv) 取締役会は経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行うにあたり、指名・報酬委員会の協議を経て、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および知識・経験・能力のバランスを考慮し、適材、適所の観点から総合的に検討しています。

(v) 取締役・監査役候補者の指名理由は株主総会招集通知にて開示しています。解任を行う際は、適時開示などを行うこととしています。

【補充原則4-1-1】

取締役会は、重要な財産の処分および譲受けの決定、多額の借財および重要な債務保証、重要な使用人に関する事項等を決議するよう定められており、それ以外の事項については執行役員に委ねています。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

会社法、金融商品取引所の定める「社外性」、「独立性」に関する要件に加え、当社の経営に関し率直かつ建設的に助言できる高い識見と豊富な経験を重視しています。

【補充原則4-11-1】

取締役会は、取締役の選任にあたり、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および知識・経験・能力のバランスを考慮し、適材、適所の観点から総合的に検討しています。

【補充原則4-11-2】

取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼務することは、最小限に抑えています。なお、兼務者は株主総会招集通知に記載しています。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社では、毎年、取締役会の構成・運営、取締役会によるガバナンスなどに関して、全取締役が自己評価を実施するとともに、代表取締役、社外取締役および監査役の間で意見交換を行っています。

取締役会は、これらの結果を踏まえ、取締役会の実効性に係る分析・評価を行い、取締役会が会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、実効的に運営されていることを確認しています。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社は、取締役・監査役が期待される役割・責務を適切に果たすため、就任時および就任後、必要な知識を習得する機会を適宜設けています。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

株主からの対話(面談)の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると認識し、対応しています。

当社が株主との建設的な対話を促進するための方針は次のとおりです。

- (i) 総務担当役員が株主との対話全般に関する総括をしています。
- (ii) 株主との対話には、株主の希望と主な関心事項に応じて、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等、関連部署が対応することとしています。また、資料の作成・審査や必要な情報の共有など、関連部署で連携を取りながら株主との対話にあたっています。
- (iii) 当社ホームページにおいて、IRに関する情報を掲載するとともに、問い合わせフォームを設け、株主の皆さまが情報を閲覧し質問できる環境を提供しています。
- (iv) 対話において把握された株主の意見・要望・懸念等については、必要に応じて経営陣幹部や取締役会に情報の共有を図ることとしています。
- (v) 当社は、インサイダー情報に関する社内規定を定め、適切に管理しています。  
なお、決算情報の漏洩防止、情報提供の公平性確保のため、決算発表日前の1ヶ月をクワイエット・ピリオド(IR活動自粛期間)と定めています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中部電力株式会社	9,666,015	51.72
トーエネック従業員持株会	1,080,808	5.78
トーエネック共栄会	546,242	2.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	346,000	1.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	255,200	1.37
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	231,300	1.24
株式会社三菱UFJ銀行	201,269	1.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	137,400	0.74
トーエネック労働組合	131,700	0.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	127,400	0.68

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	中部電力株式会社 (上場:東京、名古屋) (コード) 9502

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、親会社である中部電力株式会社ならびに一般送配電事業会社である中部電力パワーグリッド株式会社および小売電気事業会社である中部電力ミライズ株式会社(以下2社を合わせて「分割子会社」といいます。)から配電設備の新增設工事やその他修繕工事等を受注・施工するなど、当社において中部電力株式会社および同社グループは重要な取引先です。

中部電力株式会社および分割子会社との取引については、市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ決定することとします。

なお、中部電力株式会社および分割子会社との重要な取引等に関わる契約については、独立社外役員を中心とした親子取引審議委員会の答申を受けたうえで、取締役会で審議し、親会社以外の株主の利益を阻害していないことを確認したうえで締結します。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、中部電力株式会社を中核とする中部電力グループに属しており、同社の連結子会社です。当社は、独自に研究開発・営業・設計・施工を行う総合設備工事業を営むことにより、独立性を確保しています。

また、当社は中部電力グループ外への売上比率を高めることにより、同社グループの収益拡大にも貢献していきます。

なお、同社および分割子会社との取引にあたっては、「中部電力グループCSR宣言」に則り、事業のパートナーとして対等な立場で公正に行います。

また、当社は、同社および分割子会社との重要な取引について一般株主の利益保護の観点から審議する独立社外役員を中心とした親子取引審議委員会を設置しています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
稲垣 隆司	その他														
吉川 直利	他の会社の出身者														
飯塚 厚	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

稲垣 隆司	稲垣隆司氏は、名古屋競馬株式会社の出身者(2010年6月同社代表取締役社長、2014年6月退任)であり、2012年8月から2015年8月まで学校法人名古屋学院大学の理事長を務め、2015年4月から岐阜薬科大学の学長です。当社と名古屋競馬株式会社との間には2020年3月期の取引実績はありません。また、当社と学校法人名古屋学院大学との間には建設工事請負取引がありますが、その取引高は極めて僅少(2020年3月期実績:34百万円、全社売上高の0.1%未満)です。なお、当社は、2014年3月に同大学創立50周年記念事業に対し1百万円の寄付を行っています。当社と岐阜薬科大学との間には取引関係等はありません。	長年にわたり行政機関で主に環境政策に携わり、環境問題に精通しているほか企業経営、学識経験等の多様な経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、2016年6月に当社社外取締役に就任以降、客観的・中立的な立場で適切に職務を遂行しています。なお、当社と学校法人名古屋学院大学との間には左記のとおり取引関係があるものの、その規模、性質等に照らして当社の意思決定に対して重大な影響を与えるものではなく、相互に主要取引先には該当しません。また、各証券取引所が定める独立性基準にも抵触しないことから、その経歴、取引関係等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しています。
吉川 直利	吉川直利氏は、東海旅客鉄道株式会社の出身者(2012年6月同社代表取締役副社長、2016年6月退任)であり、2016年6月から2018年6月までジェイアールセントラルビル株式会社の代表取締役社長を務め、2018年6月からジェイアール東海関西開発株式会社の代表取締役社長です。当社と東海旅客鉄道株式会社との間には建設工事請負取引はありませんが、同社から株式配当金の受け取り(2020年3月期実績:3百万円)があります。また、同社から年間2名程度の出向社員を受け入れています。当社とジェイアールセントラルビル株式会社およびジェイアール東海関西開発株式会社との間には取引関係等はありません。	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、2019年6月に当社社外取締役に就任以降、客観的・中立的な立場で適切に職務を遂行しています。なお、当社と東海旅客鉄道株式会社との間には左記のとおり取引関係があるものの、その規模、性質等に照らして当社の意思決定に対して重大な影響を与えるものではなく、相互に主要取引先には該当しません。また、各証券取引所が定める独立性基準にも抵触しないことから、その経歴、取引関係等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しています。
飯塚 厚	飯塚厚氏は財務省の出身者(2017年7月同省関税局長、2018年7月退職)であり、2018年11月からSOMPPOホールディングス株式会社の顧問、2019年1月から損保ジャパン日本興亜総合研究所株式会社(2019年4月にSOMPPO未来研究所株式会社に社名変更)の理事長を務め、2020年6月から日本郵政株式会社の専務執行役員です。当社とSOMPPOホールディングス株式会社およびSOMPPO未来研究所株式会社との間には取引関係はありません。また、当社と日本郵政株式会社との間には建設工事請負取引がありますが、その取引高は極めて僅少(2020年3月期実績:14百万円、全社売上高の0.1%未満)です。	長年にわたる行政機関や企業での豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として、客観的・中立的な立場で適切に経営の監督機能を果たすことを期待したためです。なお、当社と日本郵政株式会社との間には左記のとおり取引関係があるものの、その規模、性質等に照らして当社の意思決定に対して重大な影響を与えるものではなく、相互に主要取引先には該当しません。また、各証券取引所が定める独立性基準にも抵触しないことから、その経歴、取引関係等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

指名・報酬委員会は、独立社外取締役を含む3名以上の取締役をもって構成します。指名・報酬委員会は、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っており、取締役会の諮問に応じて、取締役・監査役候補者の指名、代表取締役の選定・解職、取締役の報酬に関する事項などを審議し、取締役会への答申を行います。委員長および委員は、取締役会によって選定されます。

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査計画および監査実施結果の聴取のため、会計監査人との会合を定期的に年6回、その他にも適宜実施しています。さらに、会計監査人往査の一部に立ち会うなど、会計監査人の監査体制を確認するとともに意見および情報交換を行い、相互の連携を高めています。

監査役は、内部監査をつかさどる社長直属の経営考査部から考査テーマ・目的などの事前説明や考査結果の説明を都度受け、監査役からは、監査結果を経営考査部に情報提供しており、緊密な連携を保っています。また、コンプライアンス推進委員会の事務局である法務部からも定期的に報告を受けています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 健一	他の会社の出身者													
杉田 勝彦	弁護士													
柴田 光明	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 健一			2016年6月までは中部電力株式会社の業務執行者でしたが、その後、3年間、同社の常勤監査役として業務執行者から独立した立場で企業監査に従事し、企業監査に関する相当程度の経験・知見を有しています。また、2019年6月に当社社外監査役に就任以降、客観的・中立的な立場で適切に職務を遂行しており、社外監査役として適任であると判断しています。
杉田 勝彦			弁護士として企業法務に関する高度な知識と豊富な経験を有しており、2015年6月に当社社外監査役に就任以降、客観的・中立的な立場で適切に職務を遂行しています。また、経歴、取引関係等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しています。

柴田 光明	柴田光明氏は、有限責任あずさ監査法人の出身者(2007年8月あずさ監査法人代表社員、2013年7月有限責任あずさ監査法人監事、2015年6月退所)です。当社は会計監査人である同監査法人へ監査報酬等を支払っていますが、その取引高は極めて僅少(2020年3月期末実績:60百万円)です。	公認会計士として財務および企業会計に関する高度な知識と豊富な経験を有しており、2019年6月に当社社外監査役に就任以降、客観的・中立的な立場で適切に職務を遂行しています。また、経歴、取引関係等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しています。
-------	---	--

## 【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項
---------------

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しています。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明
--------------

賞与金について、当社グループの業績を端的に表すものとして、連結経常利益を評価指標としています。その額に応じて、賞与金の額を決定しています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明
--------------

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明
--------------

取締役、監査役別の報酬総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容
------------------------

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3 - 1. (iii)】に記載しています。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役を補佐する部署を設置し、必要に応じ、重要な事項の説明・報告を実施しています。また、取締役会、監査役会等の資料については、必要に応じ、補足説明等を実施しています。常勤監査役は監査役会において、非常勤の社外監査役に対し日常監査で得た情報を提供し、情報の共有化を図っています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### (1) 業務執行・監督の状況

取締役会は、原則として月1回開催し、法令・定款所定の決議事項および経営上重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行っています。また、監督機能の強化を図るため、取締役11名のうち3名を社外取締役で構成しています。

各部門の業務執行体制に対して、経営上の根幹に関わる業務執行の審議を行うとともに、業務執行の状況等の報告を受ける「経営執行会議」を設置しています。経営執行会議は、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員をもって構成し、原則として月1回以上開催しています。さらに、経営の意思決定・監督と執行の分離および迅速な業務執行を図るため執行役員制度を導入しています。

また、社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンスリスクの予防体制の強化・充実を図っています。

管理部門には、内部監査体制をつかさどる部署として経営審査部、顧問弁護士から法的指導を受けて法務全般を担当する法務部、会計監査人

との対応を図る経理部を置き、企業の透明性とコンプライアンスの確保に努めています。

(2) 監査役会・監査役監査の状況

監査役会は監査役4名(うち3名は社外監査役)で構成されています。監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、監査役会で監査計画を策定し、取締役の職務の執行を監査しています。その方法は、取締役会や経営執行会議等の重要な会議体への出席、取締役等からの報告聴取、重要書類の閲覧等により、実施しています。

なお、監査役の監査環境の整備については、「Ⅳ 内部統制システム等に関する事項 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 (4)監査に関する体制」のとおり体制を整備し、監査役室には、監査業務量を勘案し、監査役直属の4名の使用人を配置するなど、監査役の意向を踏まえた運用をしています。

(3) 内部監査の状況

経営の効率化および業務の適正の確保に寄与することを目的とし、業務執行部門から独立した社長直属の経営審査部を専任部署として設置しています。内部監査は会社業務全般にわたり、定型業務および特命事項の審査を実施し、審査の結果については、社長に報告するとともに、関係部門に助言・勧告を行い、継続的に改善を促しています。

(4) 会計監査人の状況

会計監査人については、有限責任 あずさ監査法人を選任しています。会計監査業務を執行した公認会計士は、中村哲也氏および村井達久氏の2名であり、継続監査年数はいずれも7年以内です。会計監査業務に係る補助者は公認会計士7名、その他7名です。

(5) 報酬決定の状況

取締役および監査役の個別の報酬については、株主総会で決議された総枠の範囲内において、取締役については指名・報酬委員会での審議を経た後、取締役会で、監査役については監査役全員の協議で決定しています。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としています。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定・監督と執行の分離、業務執行の迅速化などを図るため、執行役員制を採用するとともに、経営の監督機能の強化を図るため、取締役11名のうち3名を社外取締役で構成しています。

さらに、監査の実効性を確保するため、監査役、内部監査部署および会計監査人は、相互に綿密な連携を保っています。

こうした現状の体制によって、経営の公正・透明性は十分に確保されていると考えています。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第102回定時株主総会は、2020年6月25日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページに、狭義の招集通知と株主総会参考書類を英文で掲載しています。
その他	招集通知発送に先駆け、2020年6月4日に第102回定時株主総会招集ご通知を東証、名証および当社ホームページに掲載しました。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、事業報告書、プレスリリース資料、環境レポート等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にIR担当者を置き、アナリストの当社訪問時等に対応しています。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	中部電力グループの一員として「中部電力グループCSR宣言」のもと、社会からの期待に応え責任を果たすため事業活動を進めるとともに、地域美化清掃活動等の社会貢献活動に取り組んでいます。また、トエネックグループ環境基本方針に基づき、地球温暖化防止を含む環境保全に積極的に取り組んでおり、その成果等についてホームページを通じて公開しています。
その他	「当社が持続的に成長・発展し、お客さまや社会の皆さまから信頼、信用される企業であるためには、当社の原動力である従業員それぞれがいきいきと活躍できる魅力ある企業になることが重要である。」との考えのもと、誰にとっても「より働きやすい会社」「より働き甲斐のある会社」を目指しダイバーシティ推進に取り組んでいます。 女性の活躍推進に向けては以下事項の実現に取り組んでいます。 いきいきと働ける企業風土の醸成 性別にとられないキャリア形成 女性管理職の増加 また、「働き方改革推進委員会」を設置し、効率的な働き方を推進して生産性の向上と長時間労働・休日労働を削減し、従業員一人ひとりがいきいきと活躍できる企業風土づくりの推進に取り組んでいます。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するため、次の体制を整備するとともに、これを有効に機能させ、株主、お客さまをはじめとするステークホルダーから信頼・選択される企業となるように努めています。

#### (1) 経営管理に関する体制

##### ア. 業務執行に関する体制

- 取締役会は、原則として毎月1回開催し、法令・定款所定の決議事項および会社の業務執行を決定するとともに、取締役から職務執行状況の報告を受けるなどして、取締役の職務執行を監督しています。また、社外取締役により社外の視点から監督を行っています。
- 監査役は、取締役会に出席し意見を述べるほか、業務の執行状況の聴取等を通じて、取締役の職務執行を監査しています。
- 業務執行における重要な事項について多面的に審議するため、経営執行会議を設置しています。経営執行会議は、原則として毎月1回以上開催し、取締役会に付議する事項および社長が決定すべき経営上の重要事項を審議するとともに、業務執行の状況等に関する報告を受けています。
- 経営の意思決定・監督と執行の分離および迅速な業務執行を実現するため、執行役員制度を採り、役付執行役員および執行役員を置いています。
- 経営の意思決定と特定分野の業務執行との乖離を防止するため、取締役会において適宜、役付執行役員、執行役員、参与および使用人に執行状況の報告や議案の説明等をさせることとしています。
- 取締役ならびに役付執行役員、執行役員、参与および使用人(以下「取締役等」という。)の職務執行の適正および効率性を確保するため、会社規程等において、各部門(本部、本店の部をいう。以下同じ。)および各部署の業務分掌ならびにそれらの長の権限等を定めています。また、取締役等は、業務執行状況について、適時に、取締役会、経営執行会議または上位者に報告することとしています。
- 取締役等の意思決定の適正を確保するため、決裁手続きにおいて、起案箇所、関係部門および審査部門による審査を行っています。
- 取締役等の職務執行に係る情報の保存および管理を適正に行うため、会社規程等において、取締役会議事録、経営執行会議資料、決裁文書等の作成、保存および管理に関する事項を定めています。

##### イ. 内部監査に関する体制

- 取締役等の職務執行の適正および効率性を確保するため、執行部門から独立した組織として社長直属の内部監査部署を設置しています。内部監査部署は、各部門の業務の執行状況等を定期的に監査し、その結果を直接、社長に報告するとともに、必要に応じ各部門に改善を勧告しています。

#### (2) リスク管理に関する体制

- 全社および各部門のリスク管理が適正に行われるよう、組織、権限をはじめとする会社規程等を整備しています。
- 経営に重大な影響を与えるリスクについては、経営企画部署および各部門が、経営計画の策定および重要な意思決定にあたり、毎年定期的かつ必要に応じて把握・評価し、経営執行会議において審議を受けるとともにこれを管理することとしています。また、毎年定期的かつ必要に応じて、取締役会において審議・報告することとしています。
- 安全・品質をはじめとする各部門の業務に係るリスクについては、各部門の長が、これを把握・評価・管理する体制を整備するとともに、毎年定期的かつ必要に応じ、その体制、運用状況を点検しています。また、各部門の計画の策定・実行にあたっては、各部門の業務に係るリスクを把握・評価し、その結果に基づいてこれを管理することとしています。
- 法令等に従って財務報告を適正に行うために、組織および会社規程等を整備し、適切に運用しています。
- 非常災害その他当社の財産、社会的信頼等に重大な影響を与える事象が発生した場合の情報伝達および対応について会社規程等に定めるとともに、これらの事象が発生した場合に備え定期的に訓練等を実施しています。
- 内部監査部署は、必要に応じて内部監査を行っています。

#### (3) コンプライアンスに関する体制

##### ア. 社内体制

- コンプライアンスの徹底を図るため、会社規程等に基づき、社長を委員長としたコンプライアンス推進委員会を設置するとともに、本店部の長、本店本部の総括部署の長および支店長等をコンプライアンス責任者とする全社的な体制を整備しています。
- コンプライアンスの定着を図るため、会社規程等に基づき、取締役およびコンプライアンス責任者を対象とした啓発活動を実施し、管下使用人への適切な指導・監督に当たらせるとともに、使用人に対し各種研修を行っています。
- コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善のため、通常の業務報告経路とは別に、内部通報の窓口「コンプライアンスホットライン」を社内および社外に設置しています。なお、コンプライアンスホットラインの利用者の保護について、会社規程等を定めています。

##### イ. 中部電力グループ体制

- 中部電力グループ・コンプライアンス推進協議会に参加し、これに基づいた取り組みを行っています。

#### (4) 監査に関する体制

##### ア. 監査役を補助すべき使用人に関する事項

- 監査役を補助するため、執行部門から独立した組織として監査役直属の監査役室を設置しています。
- 監査役室には、監査役の意向を踏まえた員数の使用人を置いています。

##### イ. 監査役を補助すべき使用人の独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実行性

- 監査役室に所属する使用人は、執行部門の業務に係る役職を兼務せず、また取締役の指揮・命令を受けないこととしています。
- 取締役等は、監査役の指示に基づき職務を遂行したことを理由として、監査役室に所属する使用人に不利益を及ぼしません。
- 監査役室に所属する使用人の異動および評価にあたっては、監査役の意向を尊重しています。

##### ウ. 監査役への報告に関する体制

- 取締役および監査役が指名する者は、次のとおり、職務の執行状況等について監査役に報告しています。
- 当社に著しい損失を与えるおそれのある事実を知ったときは、ただちに監査役に報告することとしています。
- 部門ごとに原則として毎年1回、当該部門の業務の執行状況について監査役に報告しています。
- 重要な決裁文書については決裁後すみやかに監査役に回覧しています。また業務執行に係るその他の文書についても求めに応じて、監査役の閲覧に供しています。

##### エ. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

- 取締役等は、監査役または監査役室に所属する使用人に報告をしたことを理由として、報告した者に不利益を及ぼしません。

##### オ. 監査費用等に関する事項

- 監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、すみやかに当該費用等を支払います。

##### カ. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保する体制

- 監査役は、経営執行会議およびその他重要な会議体に出席のうえ、意見を述べるができるものとし、取締役等は、当該意見を尊重することとしています。
- 社長は、監査役と代表取締役が経営に関し意見交換する機会を設けています。

・内部監査部署および会計監査人は、監査計画の策定・実施にあたって監査役と協議するとともに、実施結果を監査役に報告しています。

(5) 企業グループの業務の適正を確保するための体制

ア. 親会社との関係に係る体制

・当社は、親会社である中部電力株式会社が定めるグループ経営方針、グループ運営に関する規範に沿って密接な連携のもとに業務を執行しています。

イ. トーエネックグループの体制

・当社グループの業務の適正および効率性を確保するため、グループ会社全般を統括する部署およびグループ各社を管理する部署を設置し、会社規程等に基づき、経営上の重要事項については、協議または連絡を求めるとともに、グループ会社のリスク管理、コンプライアンス等に関する体制を整備しています。

・グループ各社の経営に重大な影響を与えるリスクについては、各社が把握・評価し、管理するとともに、グループ各社の社長等は、毎年定期的にグループを統括する部署に報告しています。

・グループ会社の取締役等および監査役またはこれらの者から報告を受けた当社の取締役等は、グループ会社においてグループ経営に重大な影響を与える事象が発生した場合、当社監査役に報告しています。

・当社グループにおけるコンプライアンス推進のため、各社において、コンプライアンス担当その他の推進体制を整備するとともに、基本方針の制定をはじめとする自律的な取り組みを行っています。

・コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善のため、グループ各社は、当社の内部通報の窓口「コンプライアンスホットライン」を活用することとしています。

・当社の監査役および取締役等は、必要に応じグループ会社の監査役を兼務しています。

・当社の監査役および取締役等は、グループ会社の監査役および取締役等との定期的な会合の場を設け意見交換を行っています。

・当社の内部監査部署は、必要に応じてグループ会社に対して内部監査を行っています。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係遮断については、対応部署を定め、会社規程等を整備するとともに、関連する外部専門機関と連携して対応しています。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 適時開示体制の概要

当社は、関係法令および金融商品取引所が定める適時開示規則を遵守し、常にステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するよう努めています。

また、重要な会社情報の厳正管理やタイムリーな情報開示、インサイダー取引防止について、情報管理の基本的事項を定めた「情報管理規程」のほか「インサイダー取引管理規程」および「会社情報開示要則」を制定し、次のとおり適時開示体制を整備しています。

- ・役職員は、その職務に関し、適時開示が求められる会社情報のうち未開示のもの（これらに該当するか否か疑義ある情報を含む。以下「適時開示情報」という）を知った場合は、直ちに情報管理責任者（＝当該業務主管部署である本部長、統括、本店室長・部長、支店長および方面本部長）に報告することとしています。
  - ・情報管理責任者は、役職員からの報告を含め適時開示情報を知った場合は、直ちに情報取扱責任者（＝本店総務部長）に報告することとしています。
  - ・情報取扱責任者は、上記の報告を含め適時開示情報を知った場合は、直ちに当該情報について適時開示の要否を判断するとともに適時開示が必要なときは開示資料案を作成（必要に応じて金融商品取引所に相談・確認）し、取締役会または経営執行会議の承認を経てTDnetを利用して開示することとしています。
  - ・適時開示に関する事務取扱部署は、本店総務部としています。
  - ・適時開示情報は「機密情報」として取り扱い、特に厳重に管理することとしています。
- なお、適時開示情報のうち決算に関するものについては、経理部が開示資料の作成および必要な社内手続きならびにTDnetへの登録手続きを行うこととしています。

コーポレート・ガバナンス体制図

